

宇都宮市休日の部活動の地域展開方針

（令和7年度～令和9年度）

宇都宮市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	現状	1
3	課題	4
4	基本的な考え方	5
5	地域クラブ活動育成事業	6
6	指導者確保に向けた取組	7
7	各主体の役割分担	7
8	推進体制	8

1 はじめに

中学校部活動は、これまで生徒の健全育成と技術力向上、生涯学習の発展等に大きな役割を果たしてきた。しかし、今後は少子化が急速に進む見込みであり、部員数、教職員数は大幅に減少し、費用の面でも立ち行かなることが懸念される。一方で、学校教育への優秀な人材の確保に向けた教職員の働き方改革も急務となっている。

本市は、国・県の方針を踏まえ、令和5年度から「子どもたちが文化・スポーツに生涯にわたり親しむきっかけとなるよう、『楽しさ』や『喜び』を感じることができる豊かで幅広い活動機会を、学校を含めた地域全体で確保する」ために、「令和7年度末までに各校1つ以上の休日の部活動の地域移行に取り組む」ことを当面の目標として部活動地域連携・移行推進事業を進めてきた。

本取組の名称については、令和7年5月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、「学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく」という意味を込めて、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更すると示されたことや、「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会」において、地域の理解を得ながら活動を推進するためには「地域展開」への名称変更が望ましいとの意見が出たことから、本市も同様に「地域展開」に名称を変更する。

これまで、学校や各種団体等とのヒアリングにおいては、学校によって部活動や地域の状況が様々で一律の方法は適当ではないこと、また、最大の課題となる指導者の確保策の検討が重要であることが明らかになった。そのため、各校が休日の部活動について地域展開を着実に推進して地域クラブ活動への転換を図れるよう、令和7年度から令和9年度までの3年間を実践検証期間として「地域クラブ活動育成事業」を実施し、少子化に耐えうる生徒の活動機会の確保、自立・持続可能な運営主体や指導者の確保、学校や教職員の関わり方、保護者負担のあり方等を検証することとした。

なお、本方針は、令和7年度から令和9年度の方角性を示すものである。

2 現状

(1) 国及び県の方針

ア 国の方針

(ア)「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁及び文化庁)

- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、休日の学校部活動の段階的な地域移行を進めるが、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととする。
- ・ 地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。
- ・ 地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に取り組むこととする。

(イ)「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
(令和7年5月地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議)

- ・ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的であり、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。
- ・ 休日については、次期改革期間内（令和8年度～令和13年度）において、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。
- ・ 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切である。
- ・ 学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにするという意味を込めて、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更する。

イ 県の方針

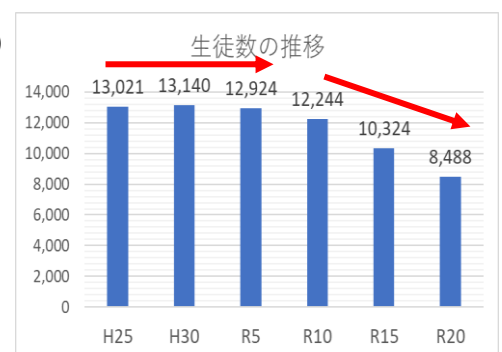
「とちぎ部活動移行プラン」（令和5年3月栃木県教育委員会）

- ・ 基本目標：生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組む。
- ・ 活動目標：令和7（2025）年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを旨とする。

(2) 生徒数・部活動加入率推移

ア 本市立生徒数の状況（令和7年度以降は見込み）

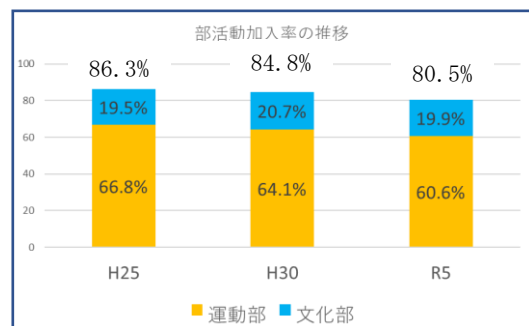
過去10年は横ばいであったが、令和5年度の12,924名から15年後の令和20年度には8,488人（4,436人減）とすることが予想される。



- ・ 令和6年度までは、各年5月1日時点の生徒数実績
- ・ 令和7年度以降は、住民基本台帳（令和5年5月1日時点）及び第6次宇都宮市総合計画改訂基本計画における人口の見通し（趨勢型）を基に試算

イ 本市中学校の部活動加入率の推移

全体の部活動加入率が10年間で
5.8%減少し、特に、運動部の加入
率が6.2%減少している。



出典 中学校・高等学校運動部に関する調査（令和5年県調査）
中学校文化部に関する調査（令和5年度市調査）

（3）本市の中学校部活動に対する生徒・保護者・教職員の意識の現状

（出典：令和5年度実施「休日の部活動地域移行に係る実態調査」）

ア 部活動に求めるもの

【生徒】

友達と楽しく活動するため	67.9%
大会・コンクールでよい成績を収めるため	59.0%
将来、役に立つため	53.4%

【保護者】

子どもの成長にとってプラス	79.0%
社会性や協調性の育成	74.4%
強い精神力や忍耐力の育成	56.1%

イ 部活動の顧問として負担に感じていること

【教職員】

帰宅時間が遅くなる	75.9%
休日の部活動の指導や大会引率	71.8%
教員として準備をするための時間が短くなる	58.2%
経験をしたことのない部活動を担当する	42.7%

（4）指導者の確保に係る現状

ア 本市の部活動地域指導者・部活動指導員配置人数（令和6年度）

区分	募集・面接	資格要件	R6人数	現状
部活動地域指導者	学校	なし	市内79名	人脈がないと、候補者探しすら困難である。
部活動指導員	市教委	なし	市内24名	ハローワーク・HPでの募集や県の人材バンクを活用するが、応募に至らないケース多々あり。
部活動民間クラブ活動指導者	市教委	なし	市内23名	各学校から派遣希望があるが、それに見合った人材の確保が困難である、

イ 県の部活動指導員・地域クラブ指導者バンク登録人数（令和7年4月現在）

区分	登録人数	うち 地域クラブ指導可能	うち 活動可能エリアに 宇都宮市含む	うち 活動可能エリアが 宇都宮市のみの者
運動部・スポーツ活動	118名	80名	31名	12名
文化部・文化芸術活動	35名	29名	22名	0名

（５）学校・地域の現状（学校ヒアリングから）

ア 部活動の実情

342の部活動があり，学校・種目・地域により実情が大きく異なる。

イ 学校が想定している運営主体

地域クラブ（既存・新設），単位PTA内設置の体育文化後援会，
総合型地域スポーツクラブ，拠点校方式（部活動のまま）など

ウ 運営主体の類型

- （ア）PTA等関連組織で受皿組織を作る（上河内中）
- （イ）複数校で受け皿組織を作る（一条中＋旭中）
- （ウ）総合型地域スポーツクラブへ移行（古里中＋田原中＋河内中）
- （エ）種目別に地域クラブへ移行（上記以外19校）

3 地域展開に当たっての課題

- ・ 部活動の展開先となる運営主体の整備・確保
 - 地域クラブの受皿の不足
 - 学校や地域の状況に応じた受皿作りが必要
- ・ 指導者の確保
 - 地域クラブの指導者の不足
 - 競技・種目により指導者の確保が困難
 - 指導に係る報酬が課題
 - 地域展開後の教職員の関わり方
- ・ 活動場所の確保
 - 学校施設を部活動と同様に使用できるよう調整が必要
 - 活動場所の施設開錠管理の仕組みの構築
- ・ 移動手段の確保
 - 活動場所までの移動が課題（自転車・公共交通機関・地域内交通・保護者送迎等）

- ・ 経済的支援が必要な生徒に対する支援や保護者負担
→ 活動費に係る保護者負担の増
生活保護受給世帯とそれに準ずる程度に困窮している世帯への支援や費用の補助の検討
- ・ 資金の確保
→ 運営主体の整備・確保のため、運営事務に係る人件費や什器費用等の資金が必要
指導者確保のため、指導者謝金の資金が必要

4 基本的な考え方

(1) 本市の目指す方向性

子どもたちが文化・スポーツに生涯にわたり親しむきっかけとなるよう、「楽しさ」や「喜び」を感じることができる豊かで幅広い活動機会を、学校を含めた地域全体で確保することを目指す。

(2) 目標年次

国のガイドラインや県のプランに基づき、休日の部活動については、令和7年度末までに、全ての公立中学校において1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指す。

令和7年度から令和9年度までの3年間を「実践検証期間」とし、実践・検証を行いながら、必要に応じて見直しを図り、令和10年度以降、本格実施する。

(3) 休日の部活動の地域展開の進め方

地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で子どもたちの望ましい成長を支えるものであり、そのため、地域展開には学校と地域クラブが連携して取り組むこととし、本市は、学校や地域の実情などを踏まえ、少子化に対応した仕組みとなるよう、他市町で類似事例の無い単独校又は複数校での運営主体の設立・運営方式を宇都宮市の独自モデルとして確立するため、「地域クラブ活動育成事業」を新たに実践・検証する。

「実践検証期間」中に、運営主体の設立が完了または地域クラブへの展開見通しの立った部活動については、先行的に展開する。

主体	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
国・県	改革推進期間(実証事業)			前期改革実行期間			後期改革推進期間		
市	準備期間			実践検証期間			拡大期間（本格実施）		

国・県のスケジュールと本市のスケジュール

5 地域クラブ活動育成事業

(1) 本市として考えられる運営主体の類型と主体への支援

ア 運営主体の類型（(ア)～(ウ)はモデル事業として実施）

(ア) PTA等関連組織で受皿組織を作る

⇒ PTA関連組織の体育文化後援会が運営主体となる。

(イ) 複数校で受皿組織を作る

⇒ PTA関連組織を連合体とした組織が運営主体となる。

(ウ) 総合型地域スポーツクラブへ移行

⇒ 総合型地域スポーツクラブが運営主体となる。

(エ) 種目別に地域クラブへ移行

⇒ 各部活動ごとに、既存または新規の地域クラブが運営主体となる。

イ 運営主体の整備・確保、指導者確保に向けた支援の考え方

25校342の部活動ごとに運営主体候補者や部員数など現状が大きく異なることから、学校や地域の実情・種目ごとの特性に応じた形態の具体化に向け、市は、各運営主体が自立し、持続可能な運営ができるように、それぞれの形態に応じた支援を行う。

(2) 補助事業の概要

ア 支援の対象となる地域クラブの認定

主に休日の部活動を引き継ぎ、学校教育との連携で教育的役割を担うもの。

イ 「地域クラブ運営費」の補助（モデル事業対象）

モデル対象校：上河内中，一条中＋旭中，古里中＋田原中＋河内中

(ア) 対象

既存の部活動を受け入れ、学校に代わって休日の地域クラブ活動全体の状況を把握し、関係者、関係機関・団体相互の連携を図る役割を担う、市が指定した既存または新規の団体とする。

(イ) 補助

総合型地域スポーツクラブ等の既存地域団体、新規に設立される地域団体に、設立やクラブの管理運営事務にかかる人件費、什器費用等を補助する。

ウ 「地域クラブ活動指導者謝金」の補助（全地域クラブ対象）

(ア) 対象

既存の部活動を受け入れ、令和5年度以降に部活動の休日活動を引き継ぎ、「宇都宮市部活動方針（市部活動ガイドライン）」を順守しながら学校と連携して生徒のスポーツ・文化芸術活動の指導に当たる、市が認定した既存または新規の団体とする。

(イ) 補助

休日活動の受け皿となる地域クラブの指導者は、生徒のけがや災害時の対応、活動時の安全確認等を考慮すると複数で当たることが望ましいため、指導者への謝金（実費弁償相当）の補助を、1単位クラブ当たり2名分を上限として支給する。

(3) 検証項目

- ・ 生徒の活動機会の確保
- ・ 運営主体の組織と事務量等
- ・ 指導者の持続可能な確保
- ・ 学校、教職員の関わり方、連携等
- ・ 自立・持続可能な費用負担の在り方

6 指導者確保に向けた取組

関係団体等の協力を得ながら、参画意欲をもった人材を活用した「登録」「研修」「マッチング」の機能を持つ、将来的に地域クラブ活動指導者を確保するための仕組みづくりを行う。

7 各主体の役割分担

(1) 市の役割

- ・ 市の方針の決定
- ・ 地域クラブの育成・支援
- ・ 学校の支援
- ・ 関係団体への周知・啓発
- ・ 市域全体における周知・啓発
- ・ 全体の推進・検証・改善
- ・ 人材確保の仕組みづくり 等

(2) 運営主体・地域クラブの役割

- ・ クラブ員の管理・指導
- ・ 指導者人材確保・管理
- ・ 施設借用・備品管理
- ・ 保護者と学校との連絡・情報共有 等

(3) 学校の役割

- ・ 自校の方針の検討
- ・ 方針を踏まえた地域連携・移行の推進
- ・ 各地域学園域における周知 等

(4) 保護者の役割

- ・ 平日における部活動の保護者会の管理・運営及び部活動の活動補助
- ・ 休日の地域クラブの保護者会の管理・運営及び地域クラブの活動補助 等

8 推進体制

(1) 部活動地域移行推進コーディネーターの配置（令和6年度から）

学校と関係団体との連絡・調整や、教職員・保護者・関係団体の理解促進に努める。

(2) 宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置（令和6年度から）

学校・地域の実情に応じた部活動の地域連携・移行の円滑な推進を図るため、「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会」を設置し、部活動地域連携・移行の進捗状況や整理すべき事項について協議する。

【構成】

学識経験者，スポーツ団体代表，文化・芸術団体代表，
地域代表，PTA代表，中学校長代表，地区中学校体育連盟代表，
地区中学校文化連盟代表，行政関係者 等

【参考資料】

【令和6年度】宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会 委員名簿

	氏名	役職名	備考
1	横嶋 剛	日本女子体育大学体育学部スポーツ科学科 教授	会 長
2	斉藤 麗	作新学院大学経営学部スポーツマネジメント学科 教授	
3	大豆生田 將	宇都宮市スポーツ協会 会長	
4	千賀 貴司	宇都宮市スポーツ振興財団 理事長	副会長
5	宮本 榮子	総合型地域スポーツクラブスポルトかわち 事務局長	
6	赤澤 豊	宇都宮市文化協会 会長	
7	今泉 剛	栃木県吹奏楽連盟 副理事長	
8	内田 等	栃木県合唱連盟 副理事長	
9	松嶋 裕美	陽南中学校魅力ある学校づくり地域協議会 会長	
10	福田 治久	宇都宮市PTA連合会 会長	
11	束原 定雄	宇都宮市中学校長会 会長	
12	森下 薫	宇河地区中学校体育連盟 会長	
13	金橋 由美子	宇河地区中学校文化連盟 理事	

【令和7年度】宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会 委員名簿

	氏名	役職名	備考
1	横嶋 剛	日本女子体育大学体育学部スポーツ科学科 教授	会 長
2	斉藤 麗	作新学院大学経営学部スポーツマネジメント学科 教授	
3	大豆生田 將	宇都宮市スポーツ協会 会長	
4	千賀 貴司	宇都宮市スポーツ振興財団 理事長	副会長
5	宮本 榮子	総合型地域スポーツクラブスポルトかわち 事務局長	
6	和久 文子	宇都宮市文化協会 副会長	
7	戸舘 佳奈	栃木県吹奏楽連盟 宇河地区副支部長	
8	峰村 美智子	うつのみやジュニア芸術祭学校音楽祭 部会長	
9	神山 幸子	上河内中学校魅力ある学校づくり地域協議会 会長	
10	福田 治久	宇都宮市PTA連合会 会長	
11	加藤 悦宏	宇都宮市中学校長会 会長	
12	吉川 真弓	宇河地区中学校体育連盟 副会長	
13	川北 由美	宇河地区中学校文化連盟 理事	
14	高田 千晶	公募	
15	坂寄 楽友	公募	